

別表 1（第 3 条、第 12 条関係）

項 目	内 容
事業の内容 補助対象経費	ハード事業： 女性が働きやすい環境整備に向けた以下の施設、設備等の改修、整備や導入に必要な経費 ①衛生管理設備（トイレ、手洗い場等） ②福利厚生設備（休憩スペースや更衣室等） ③高さが調整できる作業台、アシストスーツ等 ④託児スペース ただし、自宅に付随した施設、設備等は除く ソフト事業： 就業規則等関連規程の見直し又は作成に要する経費 ・ 社会保険労務士への謝金 ※ソフト事業のみの申請不可
補助事業者	以下の全ての要件を満たすこと ①個人経営体にあつては、その者が、団体経営体にあつては、その団体又は代表者が、以下に該当する農業経営体 ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 農村女性リーダー ・ 青年農業士 ・ 指導農業士 ・ 「働きやすい環境づくり」の項目を盛り込んだ家族経営協定を締結している経営体 ②市町村が策定した地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者
補助要件	以下の全ての要件を満たすこと ①年間のうち概ね 3 カ月以上、女性又は若者（34 歳以下）を臨時雇用している又は事業実施年度の翌年度までに雇用予定であること。 ②就業規則を作成している又は作成予定であること。
補助対象限度額 (税抜)	ハード事業：600 万円（下限 20 万円） ソフト事業：15 万円
補助率	ハード事業：1/2 以内 ソフト事業：2/3 以内
補助金の額	ハード事業：10 万円 ～ 300 万円 ソフト事業：10 万円以内